

特定費用準備資金等取扱い規程

令和3年2月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）の定款第46条の規定に基づき、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1)特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下、「認定法施行規則」という。)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2)特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3)特定資金等 前第1号及び第2号を総称する。

(特定資金等の保有)

第3条 本会は、特定資金等を保有することができる。

(特定資金等の保有に係る理事会承認手続き)

第4条 本会が、前条の特定資金等を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、承認を得なければならない。

(特定資金等の管理・取崩し等)

第5条 前条の特定資金等には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資金等を含む。）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定資金等の経理処理)

第6条 特定資金等については、認定法施行規則第18条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項に基づき、経理処理を行う。

(特定資金等書類の備置き)

第7条 特定資金等の手続き並びに積立限度額及びその算定根拠の書類について、定款第61条第1項による事務局に備え置くものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるものの他、特定資金等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月27日から施行する。